

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月31日

浦安市長 内 田 悦 嗣

## 浦安市規則第43号

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則の一部を改正する  
規則

浦安市成年後見人等の報酬の助成に関する規則（平成21年規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 4 第1項に規定する対象者が死亡した場合は、同項の規定にかかわらず、当該対象者に係る成年後見人等であった者は、助成金の交付を受けることができる。

第4条第1項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、対象者の成年後見人等は、対象者に代わって申請を行うことができる。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、助成対象者が、成年後見人等の場合を除く。

別記第1号様式中

「

浦安市長

様

住所

申請者 氏名

電話 ( )

」

を

「

(宛先) 浦安市長

申請者 氏名

後見人等 氏名

」

に改める。

別記第 2 号様式及び別記第 3 号様式中

「

浦安市長

様

申告者（成年被後見人等）氏名

㊟

」

を

「

（宛先）浦安市長

申告者（成年被後見人等）氏名

」

に改める。

別記第 4 号様式中

「

助成対象者  
（成年被後見人等）

」

を

「

助成対象者

」

に、「こと。」を「こと（助成対象者が、成年後見人等の場合を除く。）。」

に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(施行前に対象者が死亡した場合の適用)

- 2 改正後の第2条、第5条及び別記第4号様式の規定は、この規則の施行の日前に対象者が死亡した場合についても適用する。